三　二次被害防止策の実施

法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第二十条から第二十二条まで）についての違反があった場合には、二の規定により特定された影響範囲を踏まえて、漏えい情報の回収等の二次被害防止策を速やかに実施する。

四　再発防止策の検討・実施

一の規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

五　影響を受ける可能性のある本人への連絡等

法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第二十条から第二十二条まで）について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが望ましい。

六　事実関係、再発防止策等の公表

法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第二十条から第二十二条まで）について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、公表することが望ましい。

七　主務大臣・認定個人情報保護団体への報告

外務省関係事業者は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに外務大臣に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第十一　勧告、命令等についての考え方

法第三十四条の「勧告（同条第一項）」、「命令（同条第二項）」又は「緊急命令（同条第三項）」に関する各規定については、外務省関係事業者がこのガイドラインに沿って必要な措置を適切に講じたか否かについて判断の上、適用するものとする。すなわち、外務省関係事業者が、このガイドラインの第四の二（二）から第八の四まで及び第八の七において「～ならない（努めなければならない）」を除く。）」と記載している規定に従わなかった場合は、法第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定違反と判断され得る。

規定違反と判断され、実際に「勧告」を行うこととなるのは、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときである。一方、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定に従わなかった場合は、法第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定違反とされることはないが、個人情報保護の観点から外務省関係事業者においては、積極的に取り組むことが望まれる。

なお、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、外務大臣は、「勧告」に係る措置をとるべき期間を設定して「勧告」を行う。

「命令」は、外務省関係事業者が「勧告」に従わない場合に直ちに発するものではなく、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに発する。

「緊急命令」は、外務省関係事業者が法第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるとき、「勧告」することなく、直ちに発する。

なお、「命令」又は「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、外務大臣は、「命令」又は「緊急命令」に係る措置をとるべき期間を設定して「命令」又は「緊急命令」を発する。

当該期間中に「命令」又は「緊急命令」に係る措置がとられない場合は、「罰則（法第五十六条、第五十八条）」が適用される。

第十二　ガイドラインの見直しについて

このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第十三　個人情報保護方針の策定、公表

外務省関係事業者は、個人情報保護に関する方針（以下、「方針」という。）を定め、公表するよう努めなければならない。

外務省関係事業者が、方針を策定し、外部に公表するよう努めることにより、外務省関係事業者の個人情報の取扱いについての社会的な信頼性を確保するとともに、外務省関係事業者の個人情報の取扱いの適正性を担保しようとするものである。

方針は、外務省関係事業者の個人情報の取扱いに関する考え方を分かりやすく説明したものであり、第六に規定する安全管理措置の一環として、外務省関係事業者において個人情報保護のために採る措置や手続を定めた内部規程とは異なる。

方針に盛り込む事項としては、

①　個人情報保護法その他関係法令の遵守

②　本ガイドラインに則した個人情報の取扱い

③　利用目的の達成に必要な範囲内での個人情報の取扱いや安全管理措置の実施等

④　苦情等に適切に応じること及びその申出先

等が考えられる。

○北陸地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十九日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
糸魚川市大字間脇字大谷二一番二から同市押上二丁目八〇八番四まで	前	A　一三・五〇～二八・〇〇	六四・〇〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　一三・五〇～二二・〇〇	六・六五〇キロメートル	
		A　六四・〇〇～二〇一・〇〇	三・一八七	
		B　六・六五〇～二〇一・〇〇	三・一八七	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十九日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市大字大和川字六反田一〇五四番一から同市押上二丁目八一七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年五月三十日